

反社会的勢力への対応に関する基本方針

制定 平成24年3月27日

香川県厚生農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、事業遂行に際し、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力（暴力、威力及び詐欺的手法を駆使して不当に経済的利益を追求する集団または個人）による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力に対して、以下のとおり断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

（組織的な対応）

- 1 当会は、反社会的勢力に対しては組織的な対応を行い、不当要求に対しては、対応する役職員の安全確保に努めます。

（外部専門機関との連携）

- 2 当会は、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、組織的かつ適正に対応します。

（取引を含めた一切の関係遮断）

- 3 当会は、反社会的勢力による取引関係を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

（有事における民事と刑事の法的対応）

- 4 当会は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じるなど、断固たる態度で対応します。

（裏取引や資金提供の禁止）

- 5 当会は、いかなる理由があっても、事実を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引、資金提供等は絶対に行いません。

附則 この方針は、平成24年3月27日から施行する。